

奈良県営競輪場再整備要求水準書等作成及び事業者選定支援業務委託
企画提案実施要領

1 業務名

奈良県営競輪場再整備要求水準書等作成及び事業者選定支援業務委託

2 業務目的

奈良県営競輪場再整備要求水準書等作成及び事業者選定支援業務委託 企画提案仕様書（以下「委託業務仕様書」という。）に記載のとおり

3 業務内容

- (1) プロジェクト管理・運営業務
- (2) 要求水準書作成及び公募準備支援業務
- (3) 事業者選定・契約支援業務

※詳細は、委託業務仕様書による。

4 契約期間

契約締結の日から令和8年12月25日（金）まで

5 委託上限額

金99,880,000円（消費税及び地方消費税10%を含む。）

＜内訳＞令和7年度 71,447,000円

令和8年度 28,433,000円

6 公募型企画提案への参加資格

次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 企画提案参加申込書の提出の日から契約の候補者の特定にかかる通知の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止要領に基づく入札参加停止の措置、及び奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置の期間中でない者であること。
- (3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目「Q4 検査・分析・調査業務」又は「Q7 諸サービス」に登録している者であること。ただし、企画提案書の提出期限までに登録が認められていれば可とする。
- (4) 建築士法（昭和25年法律第202号）の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (5) この業務を行う期間中、管理技術者を1名、担当技術者を4名以上配置すること。なお、管理技術者は、他の配置技術者との兼務はできないこととし、建設コスト管理及び工事施工計画を除く各担当技術者は、他の配置技術者（建設コスト管理担当技術者及び工事施工計画担当技術者を除く）との兼務はできないこととする。建設コスト管理担当技術者及び工事施工計画担当技術者は、業務に支障をきたさない範囲において、他の担当技術者との兼務をできることとする。
- (6) 同種業務又は類似業務を受託し、かつ履行が完了した実績があること。

同種業務とは、「公営競技（競輪・中央競馬・地方競馬・競艇・オートレース）施設又は観客席（200席以上）を有するスポーツ施設（球場、スタジアム、アリーナ、競技場、体育館等）で、延床面積2,500㎡以上（建物1棟における延床面積（屋内面積に限る。））であること。改築又は増築では当該部分を指す（既存部分は含まない。）の官民連携事業による新築・改築・増築にかかる事業者選定支援業務」をいう。

類似業務とは、「公営競技施設及び観客席（200席以上）を有するスポーツ施設以外の公共施

設で延床面積2,500㎡以上（建物1棟における延床面積（屋内面積に限る。）であること。改築又は増築では当該部分を指す（既存部分は含まない。）の官民連携事業による新築・改築・増築にかかる事業者選定支援業務」をいう。

同種業務及び類似業務の実績は、それぞれ過去10年間（平成27年度から令和6年度）に国又は地方公共団体から受託した業務であり、令和7年3月までに完了していること（元請け（JVの場合はその代表構成員）に限る。）を要件とする。

※事業者選定支援業務とは、要求水準書又は仕様書を含む事業者公募資料の作成及び官民連携事業における事業者の選定の支援を行った業務を指す。

7 手続き等

(1) 選定スケジュール（予定）

①企画提案要領等の公表	令和7年4月 2日（水）
②企画提案参加申込の受付	令和7年4月 2日（水）～ 同年4月 9日（水）
③現場説明会の開催	令和7年4月15日（火）又は同年4月16日（水）
④質問受付期間	令和7年4月 9日（水）～ 同年4月17日（木）
⑤質問事項に対する回答	令和7年4月25日（金）頃
⑥企画提案書の受付	令和7年4月25日（金）～ 同年5月13日（火）
⑦選定委員会の開催 （受託候補事業者選定）	令和7年5月中旬～下旬
⑧審査結果の通知	令和7年5月下旬
⑨提案内容に対する提案者との 協議・調整	令和7年5月下旬
⑩基本契約の締結	令和7年6月上旬

(2) 企画提案の参加申込

ア 提出期限：令和7年4月2日（水）から令和7年4月9日（水）午後5時まで

イ 提出先：11の問い合わせ先とする。

ウ 提出方法：電子メール（受信確認のため提出後は電話にて送付した旨の連絡をすること。）
（容量5MB以内で送付すること。1通あたり容量5MBを超える場合は、提出書類ごとに分割して送付すること。提出日は、企画提案参加申込にかかる全ての提出書類を収受した日とする。）

エ 提出書類は、以下の書類を1部提出すること。

① 企画提案参加申込書【様式1】

② 参加申込者概要書【様式2】

（一級建築士事務所の登録の通知書（又は登録証明書の写し）を添付すること。また、会社概要などがあれば添付すること。）

③ 同種・類似業務受託実績【様式3】

（契約内容（新築・改築・増築に係る延床面積を含む）が確認できる書類（仕様書を含む契約書写し等）を添付すること。）

（同種業務におけるスポーツ施設の実績には、観客席数が分かる資料を添付すること。）

6（6）の要件を満たす同種業務及び類似業務の実績を記載すること。なお、同種業務及び類似業務の実績の記載は、各5件を上限とし、他の欄及び超過ページへの記載内容は評価対象外となる。

④ 奈良県が発行する入札参加資格審査結果通知書の写し

物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格に未登録で企画提案書の提出期限までに登録を行う者は、事前に11の問い合わせ先に連絡の上、④を7（5）企画提案書と併せて提出すること。

※企画提案参加申込書提出後に辞退する場合は、速やかに11の問い合わせ先に連絡するとともに、参加辞退届【様式4】を提出すること。

(3) 現地説明会の開催

- ア 開催日時：令和7年4月15日（火）又は令和7年4月16日（水）
- イ 開催場所：奈良県営競輪場 東食堂街（奈良市秋篠町98）
- ウ 企画提案参加資格の通知時に、県が上記日程から参加日時を指定する。
- エ 説明会時において、企画提案に参考となる図面等資料を配付・開示する場合がある。

(4) 企画提案にかかる質問及び回答

- ア 質問受付期間：令和7年4月9日（水）から令和7年4月17日（木）午後5時まで
- イ 提出先：11の問い合わせ先とする。
- ウ 提出方法：電子メール（受信確認のため提出後は電話にて送付した旨の連絡をすること。）
（容量5MB以内で送付すること。）
- エ 提出書類は、以下のとおりとする。
 - ① 企画提案に関する質問書【様式5】
- オ 質問に対する回答は、令和7年4月25日（金）頃に経営支援課ホームページに掲載する。

(5) 企画提案書の提出

- ア 提出期限：令和7年4月25日（金）から令和7年5月13日（火）午後5時まで
- イ 提出先：11の問い合わせ先とする。
- ウ 提出方法：持参又は郵送（郵送は書留郵便に限る。提出期限必着。）
郵送の場合は、封筒に「奈良県営競輪場再整備支援業務 企画提案書在中」と朱書きすること。
また、持参又は郵送による提出に加え、提出書類の電子データ（正本及び副本）を電子メールにて提出期限内に提供すること。
（企画提案書の提出日は、持参又は郵送における收受日とする。）
（電子メールは、容量5MB以内で送付すること。1通あたり容量5MBを超える場合は、提出書類ごとに分割して送付すること。）
- エ 提出書類は、以下の書類を各9部（正本1部・副本8部）提出すること。
書類はパソコンで作成し、用紙サイズは下記のとおりとし、文字の大きさは10.5ポイント以上（図表中を除く）横書きで作成すること。他の欄及び超過ページへの記載内容は評価対象外となる。

正本1部には事業者（会社）名を記載し、副本8部には事業者（会社）名、ロゴマーク等事業者を特定できる情報を一切記載しないこと。

- ① 企画提案書（表紙）【様式6】（A4縦型1枚）
- ② 業務実施体制【様式7】（A4縦型1枚）
- ③ 配置技術者の経歴・実績【様式8】（A4縦型枚数指定なし）
（保有する資格等の写しを添付するとともに、契約内容（新築・改築・増築に係る延床面積を含む）及び従事した立場（担当技術者による従事の場合は担当分野を含む）が確認できる書類（仕様書を含む契約書一式の写し及び業務実施体制等）を添付すること。）
（同種業務におけるスポーツ施設の実績には、観客席数が分かる資料を添付すること。）
（管理技術者に企画提案参加申込書の提出日以前より3ヶ月以上の直接的な雇用関係（代表者可）を有することが確認できる書類を添付すること。）
（担当技術者に企画提案参加申込書の提出日以前より直接的な雇用関係（代表者可）を有することが確認できる書類を添付すること。）
委託業務仕様書Ⅲ1を確認の上、6（6）の要件を満たす同種業務又は類似業務に携わった実績を記載すること。同種業務及び類似業務の実績の記載は、各3件を上限とする。配置技術者の業務実績における採点は、人物ごとに行い、同一の人物が配置技術者を兼務する場合は、重複する採点は行わない。
企画提案書に記載した配置技術者の変更は原則として認めない。
- ④ 業務工程・実施方針【様式9】（A3横型2枚以内）
- ⑤ テーマ別業務提案【様式10】（A3横型テーマごとにそれぞれ2枚以内）
次に示す項目について、具体的に記載すること（委託業務仕様書及び審査基準（別紙）を踏まえて記載すること。）。

【テーマ1】資材・労務単価等の物価上昇を踏まえ、リスク要因への対応を勧奨した上

で、DBO事業者の選定・契約時及び事業着手後において「コストの適正化」及び「品質管理の徹底」を行う対策及び整備内容の具現化について
【テーマ2】資材・労務単価等の物価上昇や人材不足の情勢を踏まえ、建設業界及び競輪場建設市場の状況を勘案した上で、DBO事業者公募への参加意欲を向上させる方法について

⑥ 見積書【様式任意】（A4横型3枚以内）

見積書は、令和7年度から令和8年度までの合計金額（消費税等込み）を記載すること。併せて、各年度の金額及び「3 業務内容」各項目の金額についても明示し、各年度及び各業務内容の積算根拠となる内訳を記載すること。各年度の金額が、5の委託上限額を超える場合は失格とする。

金額が業務量の目安に比べ著しく乖離していると判断した場合は、その妥当性について聴取することがある。

8 審査の方法

- (1) 参加資格を有する事業者から提出された企画提案を、奈良県営競輪場再整備要求水準書等作成及び事業者選定支援業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において評価基準（別紙）に基づき審査し、最も優秀な提案を行った事業者を特定し、契約の相手方の候補者（以下「被特定者」という。）とする。
- (2) 提案者が2者以上ある場合は、各委員による合計点が、満点の6割以上の者のうち、最も高い点を獲得した者を被特定者として選定する。
- (3) 提案者が1者の場合は、各委員による合計点が、満点の6割以上で、かつ委員会の審議により認められた者を被特定者として選定する。
- (4) 提案者は、選定委員会において、提案の内容についてプレゼンテーションを実施するとともに、質疑にも応答すること。なお、選定委員会の開催日時（令和7年5月中旬～下旬）等については、提案者に対して後日通知する。
- (5) 提案者が5者以上となった場合は、提出があった提案書をもとに第一次審査を実施し、選定委員会へ諮る案件を絞り込むことがある。
- (6) いずれの場合においても、必要に応じて、提案者に対してヒアリングを行うことがある。
- (7) 審査の結果については、選定後速やかに各提案者あて書面で通知する。

9 契約の締結

- (1) 契約方法等
 - ア 8により選定された被特定者を委託先候補者とし、提案内容を踏まえて仕様に修正を加えるべき点がないか等の業務の履行に必要な具体的な協議を行う。協議が整った場合、当該者から再度見積書を徴収し、見積書の内容を精査したうえで、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）に基づき、随意契約による委託契約を締結する。
 - イ 協議が整わない場合は、次点者とあらためて協議を行うこととする。
- (2) 契約書の作成
被特定者に対して別途作成し提示する。
- (3) 契約保証金
 - ア 契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付すること。
 - イ ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (4) 電子契約の可否
 - ア 可とする。
 - イ 電子契約を希望する場合は、電子契約同意書兼メールアドレス確認書【様式11】を7（5）の書類と併せて提出すること。
- (5) 契約の不締結・解除

被特定者と契約締結までの間に、被特定者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとする。また、契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。（契約解除した場合、損害賠償義務が生じる。）

- ア 被特定者の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。））が暴力団員であるとき。
- イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ウ 被特定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- エ 被特定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- オ ウ及びエに掲げる場合のほか、被特定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- カ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- キ この契約に係る下請契約等に当たって、アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

10 その他留意事項

(1) 採否結果の通知

採否については、提案者あて文書により通知する。審査結果は、ホームページその他の公表手段により公表するものとする。また、11の問い合わせ先の場所にて、事業者名を伏せた上で令和8年12月25日（金）まで閲覧できることとする。なお、審査結果に対する一切の異議申し立ては認めない。

(2) 6に記載する資格がない者が行った入札を無効とする。

(3) 入札参加者が次のいずれかに該当する事由があると認められる場合は、失格とする。

ア 企画提案に対して、二以上の提案をした場合。

イ 参加申込書又は企画提案書において、提出方法、提出先、提出期限が適合しない場合。

ウ 参加申込書又は企画提案書において、記載すべき事項の全部又は一部について記載がない場合。

エ 参加申込書又は企画提案書において、記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。

オ 参加申込書又は企画提案書において、添付すべき書類の添付がない場合。

カ 参加申込書又は企画提案書において、虚偽の内容が記載されている場合。

キ 委託上限額（各年度ごとの委託上限額を含む）を超える見積り書が提出された場合。

ク その他提出書類に虚偽の記載をした場合。

(4) 提案後の失格

提出書類を提出後、契約締結までの手続き期間中に提案者が失格事由に至った場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失う。また該当する者が受託者として特定されている場合は、次順位の者と手続きを行う。

(5) その他

ア 本件公募型企画提案への参加において生ずる費用は、提案者の負担とする。

イ 提出のあった参加申込書及び企画提案書は返却しない。

ウ 本件公募型企画提案で使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。

エ 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の提出、追加訂正、差し替えは一切認めない。

オ 提出のあった企画提案書は、本件公募型企画提案の審査のためにのみ使用するものとし、他の目的では使用しない。

カ 奈良県が提供する資料は、企画提案に係わる検討以外の目的で使用することを禁止する。また、

検討目的の範囲内であっても、奈良県の上承を得ることなく第三者に対してこれを使用させたり、又は内容を提示することを禁止する。

- キ 委託業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本とし、奈良県と被特定者が協議して決定する。
- ク 被特定者と奈良県契約規則等に基づき、前記キの協議を経て、提案のあった見積り価格の範囲内で委託契約を締結する。

1.1 問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県産業部 経営支援課

商工団体・地域産業振興係「奈良県営競輪場再整備支援業務」担当あて

電話番号 0742-27-8804 FAX番号 0742-23-1396

メールアドレス syoko@office.pref.nara.lg.jp

ホームページURL <https://www.pref.nara.jp/item/319120.htm#itemid319120>

以 上